

## 障害児の放課後支援の変遷

History of after-school support for children with disabilities

牛木 彩子\* 定行まり子\*\*

Ushiki AYAKO Sadayuki MARIKO

**抄録** 本稿は、2012に児童福祉法改正により、法制化され、以後急増した放課後等デイサービスについて、障害児の放課後支援の歴史を振り返ることで、放課後等デイサービスに求められるニーズを考察することを目的とした。障害児の放課後支援は、1979年の養護学校の義務化以降に議論が盛んになり、保護者や支援者により放課後の場が作られていった。また、障害児の放課後の場は放課後等デイサービスだけではなく、放課後児童健全育成事業（以下学童クラブ）での、障害児の利用も増加している。放課後の場に求められる子どもたちと保護者のニーズは様々であるが、子どもたちがその家族とともに、学校、放課後の時間を地域の中で生活を送ることが出来るように、支援のシステムを構築していくことが必要であり、今後その基礎資料としての学童クラブを含む障害児の放課後の場の現状の調査を進めていくことが必要である。

**キーワード**：障害児、放課後、放課後等デイサービス、学童クラブ

**Abstract** The purpose of this paper was to examine the need for after-school daycare by reflecting on the history of after-school support for children with disabilities. After school daycare was implemented as a result of amendment of the Child Welfare Act in 2012. After-school support for children with disabilities has been discussed since schooling became compulsory in 1979, and parents and support providers have created a place for children to spend time after school. In addition, after-school daycare and also after-school clubs are being increasingly used by children with disabilities. The current state of after-school activities for children with disabilities, including clubs for schoolchildren, should continue to be examined to provide basic data.

**Key word** : children with disabilities, After school, After-school daycare, After-school clubs

### はじめに

2012年児童福祉法改正により放課後等デイサービス（以下、放課後デイ）が法制化された。障害児の放課後支援については、保護者や支援者の設立による放課後の場が1970年代より見られている。また、2004年には障害のある子どもの放課後保障全国連絡会が発足し、この連絡会から2008年12月「障害のある子どもの放課後活動の制度化を求める国会

請願」が提出された。

本稿では、障害児の放課後支援についての調査報告、放課後デイのホームページから設立経緯について調べ、概観した。放課後デイが法制化され、障害児の放課後の場所は保障されているように見える。しかし、障害児の放課後の場がどのようなニーズで増えてきたかを振り返ることは、法制化後急増した放課後デイで提供される支援の内容を検証する上で必要である（表1）。

障害児の放課後を過ごすサービスとしては、放課後デイの他、放課後等児童健全育成事業（以下、学童クラブ）がある。また、障害児対象の学童は、放課後デイ法制化以前から様々な形で存在する。本稿では、学童クラブと区別するために、「障害児対象の

\* 人間生活学研究科  
Graduate School of Human Life Studies Japan Women's University  
\*\* 住居学科  
Department of Housing and Architecture

**Table 1** The basic role of after-school daycare

基本的役割	
子どもの最善の利益の保証	
生活能力の向上のために必要な訓練	
社会との交流の促進	
共生社会の実現に向けた後方支援	
子どもの地域社会への参加・包括（インクルージョン）をすすめるための、後方支援	
保護者支援	
子育て等の悩み等に対する相談を行うこと	
家庭内の養育等についてのペアレントトレーニング等	
保護者の時間の保証	
基本活動	
自立支援と日常生活の充実のための活動	
創作活動	
地域交流の機会の提供	
余暇の提供	

厚生労働省 放課後等デイサービスガイドライン抜粋

「学童保育」として述べる。

## 1. 障害児の放課後支援の法制度

障害児の生活は、1960年代まで、施設入所中心であり、障害児の放課後について、議論されるようになったのは、1979年養護学校の義務化以降である。養護学校義務化以前は、在宅の障害児の教育、地域での生活全体の問題が提起され、養護学校が保障されたあと、障害児にとって、放課後をどう過ごすかという問題が出たことが言える。また、1992年9月、月一回から段階的に開始された学校週休5日制によって、土曜日の過ごし方も課題となった。

1998年4月から、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が施行され、2001年には障害児4人以上が在籍することでの加算補助が開始された障害児受入促進施行事業、2006年には障害児受入促進事業の加算の人数要件が廃止され、2015年には障害児受入強化推進事業が創設された。2017年には、障害児の人数要件の緩和と医療的ケア児受入の看護職員の配置に対する費用補助が開始された（表2）。

障害児の受入のための国の補助は、「専門的知識等を有する指導員を配置するための必要な経費」の上乗せ補助と、必要な「バリアフリー等の改修経費」のについて行われている。

**Table 2** System of after-school support for children with disabilities

	児童福祉法・その他	障害児受入に対する補助事業の要件
1979	養護学校義務化	
1992	学校週休5日制の段階的開始	
1997	放課後児童健全育成事業（1998.4施行）	
2001	放課後児童健全育成事業 障害児受入促進施行事業 創設	障害児4人以上で加算
2003	放課後児童健全育成事業 障害児受入促進施行事業 人数要件緩和	障害児2人以上で加算
2006	放課後児童健全育成事業 障害児受入促進施行事業 人数要件撤廃	障害児1人以上で加算
2008	放課後児童健全育成事業 加算補助額（年額）増額	市町村が認めた専門知識を有する指導員の配置
2012	放課後等デイサービス創設	
2015	障害児受入強化推進事業 創設	放課後等デイサービスガイドライン
2017	障害児受入強化推進事業 人数要件緩和	障害児3人以上・医療的ケア児受入のための看護職員の配置

障害児を対象とした放課後等デイサービスの開始後、「利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援の内容は多種多様であり、支援の質の観点から、大きなひらきがある」ことから、厚生労働省、障害児通所支援に関するガイドライン検討会により2015年4月に放課後等デイサービスガイドラインが出された。

## 2. 放課後児童健全育成事業の障害児の利用

学童クラブでの障害児の受け入れは、増加している（表3）。1993年で学童クラブを利用していた障害児数約1700人（全体の14.4%）、1998年は障害児数約3000人（20.0%）、2003年には障害児数約7200人（全体の25.8%）であった。2013年には障害児を受け入れている学童クラブ数は全体の51.4%と半数を超えた、2012年放課後等デイサービス創設後も障害児を受け入れている学童クラブは2017年には55.5%と増加を続けている<sup>1)</sup>。

Table 3 Changes in the number of children with disabilities in childcare after school

	1993年 平成5年	1998年 平成10年	2001年 平成13年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年
全放課後児童クラブ数	7516	9627	11803	14698	14457	15184	15858	16685	17583
障害児を受け入れている放課後児童クラブ数	約1080	約1930		4063	4471	5087	5870	6538	7477
障害児の登録児童数	約1700	約3000		約7200	9289	10979	12656	14409	16564
障害児受け入れ放課後児童クラブ数の全放課後児童クラブ数の割合(%)	14.4	20.0	30.7	29.4	30.9	33.5	37.0	39.2	42.5
	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
全放課後児童クラブ数	18479	19946	20561	21085	21482	22084	22608	23619	24573
障害児を受け入れている放課後児童クラブ数	8330	9120	9788	10460	11050	11951	12166	12926	13648
障害児の登録児童数	18070	19719	21534	23424	25338	27776	30352	33058	36493
障害児受け入れ放課後児童クラブ数の全放課後児童クラブ数の割合(%)	45.1	45.7	47.6	49.6	51.4	54.1	53.8	54.7	55.5

1993,1198,2003年1全国学童保育連絡協議会 調査

2001年 地域児童福祉事業等調査

2007年～2017 放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省）

2005年厚生労働省調査 より作表

### 3. 障害児対象の学童保育

障害児対象の学童保育は、2000 年（平成 12 年）全国障害者問題研究（以下、全障研）全国大会「放課後保障と地域での生活」分科会グループによる調査で「全国には「障害児の学童保育的活動」を行っている団体が 121 団体あり、2934 人の障害児・者（幼児を含む）が活動しており、健常児の学童保育在籍の障害児 2691 人（1999 平成 11 年）より多く、把握出来ていない府県もあり総数は 3000 人を超し、両者をあわせると 5625 人もの障害児がこのような活動に参加している」<sup>2)</sup>としている。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（以下、全国放課後連）の 2013 年度のアンケート調査では、2011 年までに発足した障害児対象の学童保育は、1091 施設と報告している<sup>3)</sup>。

### 4. 保護者・支援者による放課後を過ごす場づくり

2000 年の全障研の調査<sup>2)</sup>から、2001 年 2 月時点で存在した東京都内の障害児対象の学童保育の、設立年度と設立経緯を、ホームページよりまとめた（表 4）。1970 年代から開設が見られ、その目的の中から、言葉を抜粋すると「放課後」「長期休暇（夏休み）」「休日」など、養護学校が義務化されたことで出来た「時間」をどう過ごすかという問題があったことが見えてくる。

また、「活動場所」「放課後活動の場」の言葉などから、どこで過ごすかという「場所」の問題があり、その場所は、活動する場所（学童クラブやその他の施設そのもの）という意味だけではなく「地域」「住んでいる地域」といった言葉から、子どもたちのくらす地域での場所といった意味をもっていると考えられる。

Table 4 Events leading to the creation of childcare for disabled schoolchildren in Tokyo

設立又は活動開始年	団体名・学童保育名	所在地	設立経緯・目的（ホームページから抜粋）
1970	渋谷なかよしひぐるーぶ	渋谷区	任意団体として障害のある子どもの放課後や休日の余暇支援をはじめました。障がいのある人と家族が地域でいきいきと暮らすために必要な活動を渋谷区で行っています。
1973	障害児者グループつみき	北区	1973年、現・都立北医療センター外来に通う親と、養護学校教諭との話し合いのもと、「障がい児の我が子にも放課後の遊びと仲間が欲しい」という願いから機能訓練を含めた「保育グループつみき」が活動を開始する。
1978	ほうすきの会学齢部門キッズ	台東区	障害児の母親たちの交流や勉強の場として、「ほおすきの会」発足。ボランティアの協力により子ども会活動が始まった。
1978	ゆうやけ子どもクラブ	小平市	放課後や夏休みに子どもの活動場所が欲しいという親の切実な願い。
1979	ざくらんぼ子ども教室	江東区	1979(昭和54)年、まつぱっくり子ども教室の前身である「日曜子ども教室」を発足させる。障害児の放課後や長期休業中の生活を保障し、豊かにすることを目的とする。
1979	まつぱっくり子ども教室	江東区	「日曜子ども教室」を発足
1985	なかよし教室	三鷹市	三鷹市心身障害者(児)親の会学童訓練部「なかよしグループ」発足。週2日6名在籍で放課後の活動に取り組む。三鷹市内に住む障害児を対象に
1986	特定非営利活動法人わんばくクラブ育成会	世田谷区	「障がい児の放課後を豊かに」を合言葉に学童クラブとして発足し、保護者と職員が力を合わせて運営してきました
1988	東村山市あゆみの会放課後クラブスマイル	東村山市	自分の住んでいる地域での放課後活動の場をつくる目的で子ども達の保護者による自主活動により開始
1989	でんでん虫の家町田	町田市	発達になんらかの障がいを持つ子供たちの療育を目的として自主運営のグループ「親と子の寺子屋でん虫の家」が川崎市で活動を1982年にスタートした。その活動に町田市から参加する児童が年々増加して行ったので、町田市内に活動の拠点を持ち、「でんでん虫の家町田」として学童の療育活動を始めた。住んでいる地域の保育園・幼稚園・小中高校で、しっかり根を張って生活できることを願い、子供に必要な援助を実施する。
1990	ボコボコ・ホッピング	調布市	3組の母子で体操教室を開始。からだを動かす、できない運動に挑戦し、できるように頑張る、放課後有意義に過ごす、反対関係を育てる」というのが発足当時の親たちの願い。発達にハンディのある子どもたちの放課後をできるだけ豊かにすることをめざしています。
1991	ゆめぼっこ	狛江市	子どもたちのよりよい発達を願って、任意団体として発足。
1992	ゆめクラブ	大田区	「発達の遅れを考える会」母体とする 学童保育「かたつむりクラブ」活動開始。
1995	こびあクラブ	江東区	1991年11月、障害を持つ子を抱えていても働き続けたい(ねばならない)と願う親たちが集い、「障害児の学童保育問題を考える会(ヒア)」をつくった。江東区内に住む、障害をもつ小学生から高校生
1995	Happy Life Forever	狛江市	「はうひいハウス」は肢体不自由重複障がいのある子ども達の放課後、長期休業中の地域での活動の拠点として生まれました。
1996	クレヨンキッズ	調布市	1996年、養護学校の母親たち3人が「障害児にも有意義な放課後活動をさせたい」との熱い思いでクレヨンキッズの保育活動はスタート。
1996	フリースペースつくしんぼ	町田市	しようがい児もけんじょう児も一緒に遊べる自由な空間。放課後に障害児が行ける場所なんかありません。通常の場所がなければ、なければつくるしかない!放課後活動するもののこの指とまれ!町田市の南地区の6人の親たちが集まって、農家の一軒家を借り、自主活動の場として活動をはじめたのが「フリースペースつくしんぼ」
1997	ネコのトランク	杉並区	1997年4月から下井草1丁目の一戸建ての家で「ネコのトランク」として障がいを持つ子の放課後活動が始まると、2005年に特定非営利活動(NPO)法人になりました。現在は、放課後等ディベロップメント事業(ネコのトランク・トラのながくつ・ヤギのサンダル)と、2016年から賛助会員を対象に「いるかのぼうし」として、居場所づくりや保護者の家族支援を行っています。障がい児の放課後と学校休日を豊かにすること、家庭支援、地域の人々に障がい児の理解を広げていくこと、を目的にしている。
1998	みんなの家学童保育クラブ	大田区	学童保育クラブ・土曜活動わいわい 活動開始
1998	障害児のためのかつしか風の子クラブ	葛飾区	東京都立水元養護学校に通う子どもたちの保護者から、「夏休みをもっと楽しく充実したものにできないうだろうか」という意見が出された。江東区には障がい児が集まる場があると知り、葛飾区にもそんな場を作れないだろうかという話に発展した。
2010	国分寺ET教室	国分寺市	自閉症児をはじめとする障害児の学習および療育指導を行う療育指導教室」が前身。
	このみひまわりグループ	東久留米市	障害の有無に関わらず、放課後や余暇を楽しく過ごしたいという願いはだれにとってもごく当たり前の願いです。この思いが当初から一貫した思い。
	自主保育グループかるがも	東久留米市	通所施設に家庭のなかで両親が集まって作った自主サークル。両親の就労を保障する場をつくる。
	障害児保育グループ ゆう	東大和市	グループゆうの基本的な活動は「自由活動」。子どもたち一人一人のます「やりたいこと」を重視し、一緒に遊んで、楽しんで、共感することを基本にしている。そして、その共感から一歩進んで違う面からアプローチしたり、共感の枠から少しはみ出してみたりして子どもたちの興味や経験を広げている。
	あすなろの家	小平市	障害を持つ子どもの家庭が、地域の中でいきいきと暮らしそ子どもの成長を家庭、学校と協力しながら支援する。特別支援学校に通学している児童の余暇および放課後活動の療育を中心とした支援、訓練を行う。特別支援学校に通学している児童
	クラブ「かたつむり」	国分寺市	放課後や休日に主にろう学校や特別支援学校に通っているなかまが集まるための学童クラブ。

文献より、2001年2月現在アンケート回答のあった東京都の38施設から、現在、目的、設立経緯が確認できたホームページで確認できた26施設で作表。

保護者の就労についての言葉も、「江東区こびあクラブ」、「東久留米市 自主保育グループかるがも」の設立経緯にみられる。障害児支援の視点からだけではなく、家族の生活を支援する必要性がある。

## 5. 障害種別と放課後等デイサービス

筆者の2016年の調査<sup>4)</sup>では、放課後デイは10名の定員で運営している事業所多い。医療的ケアの必要な重症児を対象にする場合には、5名の定員で運営しているが、その数は少ない305施設中8施設であった。

また、全国放課後連の2017年「放課後等デイサービス事業所実態調査アンケート結果報告・政策提言」<sup>5)</sup>では 利用契約児童数全体に占める療育手帳、最重度・重度の子供は全体の41% 身体障害では1・2級は9.4% 重複障害児は全体の11.2%である。療育手帳の中等度・軽度の子どもが6割とみられるが、障害が軽度の子どもが学童クラブを利用する可能性を検討していくことも必要である。

また、重症心身障害児の在宅率は増加しており、利用できる重症児対応の放課後デイが少なく全体の利用割合が低いことが考えられる。

総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」<sup>6)</sup>は、発達障害児による学童クラブの利用状況（平成22年度～26年度）を、平成22年度は11市町村の調査で全登録児童数18204人（うち発達障害児数423人 2.3%）、平成26年度は15市町村調査で全登録児童数44051人（うち発達障害児数1200人 2.7%）としている。また、通常学級に在籍する発達障害の学童クラブ利用は、平成22年度は調査した4市町村で、登録している発達障害児数94人、そのうち通常学級の在籍児37人（39.4%）、26年度は調査した7市町村で登録している発達障害児数655人、そのうち通常学級の在籍児364人（55.6%）である。

発達障害児は、放課後デイの利用対象者でもあり、子どもたちや保護者がどのような選択基準で 放課後デイと学童クラブを選択しているか、また、学童クラブで障害児がどのように過ごしているかについては今後の調査の課題である。

## 6. 障害児の放課後保障についての先行研究

障害児の放課後保障について、様々な分野の調査・議論の推移をみると、「障害児・放課後」の

キーワードでGoogle Scholarでの検索を行った（取得日2018年2月21日）（図1）。養護学校の義務化以前より、文献はみられるが、1979年の義務化前後に文献数は増え、また、放課後等児童健全育成事業（学童クラブ）施行前後で増加がみられる、学童クラブの障害児受入促進施行事業の人数要件が4人から2人へ削減された2004年は、文献の抽出数が多い。またCiniiでの検索（キーワード：障害児・放課後 取得日2018年2月21日）できた124題から「障害児」、「放課後」の言葉の含まれる105題を年代別に整理した。

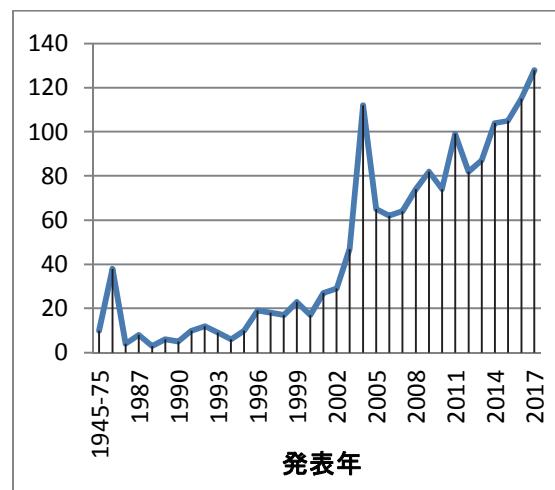


Fig 1 Number of articles searched

### 6-1 障害児の生活時間調査から放課後の場の必要性への時期

障害児の生活時間調査が1994年（京都）2001年（鹿児島、八王子）2002年（延岡）報告され、障害児の放課後、休日にどのように過ごしているかの調査が行われている（表5）。

「放課後クラブへの障害児の受け入れを促進」<sup>8)</sup>など、障害児の学童クラブの利用そのものに対する記事から、障害児の学童クラブ利用人数が増加してきた2000年代後半には、「保育所から学童保育への接続の問題（2）学童保育における障害児保育の現状と課題」<sup>9)</sup>「学童保育における指導員の資格や体験の有無が障害児受入に対する意識に及ぼす影響」<sup>11)</sup>など実際の受け入れについての現状や課題の題目が増える。

Table 5 Use of time survey

発表年	調査地	論文名	著者	雑誌名
1992	奈良	<報告>奈良県における障害児の放課後の現状と教育保障の取り組み	岡島俊夫	季刊障害者問題研究 71, 243-250, 1992-08
1992	東京都	<報告>東京都「心身障害児(者)通所訓練事業」と障害児の放課後生活	村岡真治	季刊障害者問題研究 71, 229-232, 1992-08
1994	京都市	学齢障害児の放課後・休日の生活と養育・保育の課題「1993年京都市障害児の生活時間調査」をもとに	妻嶋直子他	奈良教育大学教育研究所紀要30,69 - 82
2001	鹿児島	私たちの願いは私たちだけのものじゃないー鹿児島『障害をもつ子どもの放課後生活に関するアンケート調査』の取り組み(特集 障害児の学童保育)	黒川久美	みんなのねがい (403), 8-11, 2001-05
2001	鹿児島	<地域からの報告>鹿児島における障害をもつ子どもの放課後生活調査	黒川久美	障害者問題研究 29(1), 68-74, 2001-05
2001	八王子市	<資料>八王子市における障害児の放課後生活実態調査の報告～障害をもつ子どもの放課後生活実態調査グループ～	桐山知行他	障害者問題研究 29(1), 75-83, 2001-05
2001	八王子市	障害をもつ子どもの放課後生活実態調査報告：学童保育での障害児保育及び放課後どこにも通っていない子どもの生活を焦点に	廣田真紀子他	教育科学研究 19, 29-42, 2001-12-15
2001	仙台市	障害児の放課後児童対策のあり方に関する一考察--仙台市における障害児の学童保育の現状と課題	大崎広行	宮城学院女子大学発達科学研究 (1), 83-91, 2001
2001	全国	<地域からの報告>障害児学童保育的活動(障害児対象の学童保育)全国実態調査報告 「放課後保障と地域での生活」分科会	分科会グループ	障害者問題研究 29(1), 62-67, 2001-05
2002	福島県	<調査報告>福島県における障害児の地域生活支援について：放課後・休日ケアとこれからの視点	鈴木庸裕	福島大学地域創造 14(2), 88-99, 2002-12
2002	延岡市	延岡市の障害児の放課後および休日生活に関する実態調査	柴田亞矢子他	九州保健福祉大学研究紀要 (3), 205-211, 2002-03
2002	全国	学齢期障害児の放課後ケアに関する一考察--「障害児の学童保育的活動」全国実態調査の結果から	松浦俊弥	淑徳大学大学院研究紀要 (9), 199-214, 2002
2004	京都	障害のある子どもと家族の放課後・休日の実態：京都障害児放課後・休日実態調査から	津止正敏	立命館人間科学研究 7, 63-73, 2004-03
2004		障害児の放課後・休日・長期休暇における地域活動参加の実態とニーズ	松永伊代他	児童臨床研究所年報 17, 5-23, 2004
2005	京都	障害児・家族の生活実態と地域生活支援:京都・障害児放課後休日実態調査から(特集)学齢期の地域生活支援	津止正敏	障害者問題研究 32(4), 285-292, 2005-02
2005	岡山県	岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査	泉宗享	川崎医療福祉学会誌 15(1), 43-56, 2005
2009	全国	障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題：保護者対象全国調査より	丸山啓史	障害者問題研究 36(4), 312-319, 2009-02
2010	鳥取県	学齢障害児の放課後保障に関する研究--鳥取県における生活実態調査	市川美紀他	地域学論集 7(1), 37-48, 2010-06
2010	神戸市	障害児の放課後保障に関する一考察--神戸市学童保育における障害児受け入れ実態調査から	伊藤篤	子ども家庭福祉学 (9), 49-59, 2010-02
2011		知的の障害の軽い子どもの放課後・休日の実態と課題	丸山啓史	京都教育大学紀要 (119), 99-112, 2011-09
2013		障害者支援 重度知的自閉性障害児・者の地域生活を支える実践技能の検証(7)放課後児童クラブの現状から発達障害児の地域生活を考える(社大福祉フォーラム2012報告)--(各分科会からの報告)	大曾根邦彦	社会事業研究 (52), 83-86, 2013-01
2014	沖縄県	沖縄県の学童保育における障害児受け入れの歴史的概観	宮城有菜他	琉球大学教育学部紀要 85, 131-144, 2014-08

2000 年代になると、「放課後は誰と過ごす? 「障害」児の母親に立ちはだかる学童保育への壁<sup>7)</sup>」

2013 年移行になると、放課後等デイサービスだけではなく、「知的障害児の放課後支援」「障害児の放課後活動の役割をめぐる論点」など放課後支援そのものについて論じているものが見られる。丸山は、放課後等デイサービスの制度においては、「訓練」が目的として示されているが、放課後活動の「余暇」「生活」という側面が重視されることが必要である<sup>10)</sup>と述べ、「訓練」よりも、生活の場、家族を含めた生活支援が放課後支援であると述べている。

2016 年には「子どもにとっての放課後の意義から事業の在り方を考える」<sup>11)</sup>「放課後児童クラブにおける障害児への支援、支援に関連する放課後児童クラブの特性の検討」<sup>12)</sup>など放課後の場の違いによってどのような支援ができるか、子どもにとっての意味があるかについての題目が出てきている。

しかし、子どもとその家族に放課後の場の選択肢ができたときに、どのような基準で選択するか、地域の育ちの場としてどのような選択肢がある環境が良いかなどの議論はまだされていない。

## 6-2 障害種別からの視点

障害の種別についてみると、「障害児」という言葉の他、知的障害や発達障害という障害特性を特定する言葉を含むものが 15 題ある。「発達障害児の受け入れに関する放課後児童クラブの音環境の現状」<sup>13)</sup>など「発達障害」が含まれるものは 2012 年以降にみられ、一方で、重症心身障害児についての題目は「重症心身障害児の放課後等デイサービスの現状と課題：ノーマライゼーションの視点から」<sup>14)</sup>の一題のみである。

障害は、知的障害、発達障害、重症心身障害など様々であり、障害児と大きな概念で放課後支援が進められてきたが、今後、障害特性に合わせた環境の議論と地域生活の支援の在り方、システムを構築する必要がある。

## 7. 結論

放課後デイは、障害児の放課後の場として、立ち上げられてきた。保護者や支援者により、法制化前から、障害児対象の学童がたちあげられ、障害をもつ子どもの放課後保障全国連絡会が設立されるなどの運動が行われた。

このような保護者や支援者による国への働きかけ、障害児の放課後、休日の生活実態調査が行われ放課後等デイサービスの法制化につながった。

放課後デイは、家庭での療育から、養護学校（現在特別支援学校）が義務化され、子どもたちの活動の場が家庭から学校への広がりを保障されたあと、放課後を過ごす場所を保障するものとなっている。しかし、学齢期の障害児の放課後のニーズは、地域で放課後を過ごす居場所、社会性を伸ばす場、個別療育の場と様々である。

また、子どもたちの所属の学校まで送迎車が利用されており、必ずしも、子どもたちの住まいのある地域（小学校区、徒歩圏内）にないことも考えられる。

放課後デイという放課後の選択肢が増えたことは良い点である一方で、子どもたちが暮らす地域での地域参加を考えるとき、放課後を一人で過ごすという状況は少なくなったが、同年代の健常児との交流や、居住する地域で遊ぶことや、地域社会とのつながりは、必ずしも強くなつたとは言えないと考える。

また、学童クラブでの障害児の過ごし方についての議論の深まりや医療的ケアが必要な重症心身障害児の放課後デイの数的な充足はなされていないと推測され、今後現状の調査とともに、地域生活支援についての議論が必要である。

## 引用文献

- 1) 全国学童保育連絡協議会：2006 年学童保育数調査、2006 年 6 月 21 日、<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/2006kasyosuu.pdf> (取得日 2019,10,12)
- 2) 全障研全国大会「放課後保障と地域での生活」分科会グループ：障害児学童保育活動（障害児対象の学童保育）全国実態調査報告、障害者問題研究、第 29 卷第 1 号、2001 年、P62
- 3) 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会：2013 年度調査研究「放課後等デイサービスの現在 全国アンケート調査」、2014,4、[http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/201310\\_chousa\\_kekka/201310\\_chousa\\_houkokusho.pdf](http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/201310_chousa_kekka/201310_chousa_houkokusho.pdf) (取得 2019,10,12)
- 4) 牛木彩子：放課後等デイサービスの利用児と活動（遊び）について 放課後等デイサービスの実態調査、建築学会学術講演梗概集、2018
- 5) 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会：放

- 課後等デイサービス事業所実態調査アンケート結果報告・政策提言、2017年
- 6) 総務省：発達障害者支援に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉平成29年1月20日、  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000458760.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000458760.pdf)（取得日2019.10.12）
- 7) 西浜優子：放課後は誰と過ごす？「障害」児の母親に立ちはだかる学童保育への壁、金曜日、8(12), 55-57, 2000-03-31
- 8) 厚生福祉：放課後クラブへの障害児の受け入れを促進、(5005), 6-7, 2002-03-19,
- 9) 平沼博将：保育所から学童保育への接続の問題  
(2) 学童保育における障害児保育の現状と課題、福山市立女子短期大学研究教育公開センター一年報5, 103-108, 2008
- 10) 丸山啓史：障害児の放課後活動の役割をめぐる

- 論点、障害者問題研究、41(2), 11-18, 2013-08-25
- 11) 中村尚子：子どもにとっての放課後の意義から事業の在り方を考える、ノーマライゼーション、障害者の福祉 36(8), 16-18, 2016-08,
- 12) 菅原航平：放課後児童クラブにおける障害児への支援、支援に関連する放課後児童クラブの特性の検討、障害者問題研究、45(1), 10-18, 2017-05,
- 13) 豊増実樹他：発達障害児の受け入れに関連した放課後児童クラブの音環境の現状、日本建築学会学術講演梗概集 2015(環境工学I), 279-280, 2015-09-04,
- 14) 藤元静穂他：重症心身障害児の放課後等デイサービスの現状と課題、ノーマライゼーションの視点から、高知大学学術研究報告 63, 125-137, 2014,